

# 目黒会関西総支部会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会関西総支部(以下「総支部」という)という。

(目的)

第2条 総支部は目黒会の支部機関であって目黒会の事業を推進することを目的とする。

(事務所)

第3条 総支部は事務所を阪神地区に置く。

## 第2章 役員及び会員

(役員)

第4条 総支部には下記の役員を置く。

- (1) 総支部長 1 名
- (2) 副総支部長 3名以内
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 若干名

(役員を選任)

第5条 総支部長及び副総支部長は幹事の互選により、幹事は会員の推薦により総会にて選任する。常任幹事は総支部長がこれを委嘱する。

2 総支部長は目黒会正会員とする。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 総支部長は総支部を代表して会務を総理する。
- (2) 副総支部長は総支部長を補佐し、総支部長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は総支部の予算、決算、会則の改廃手続き及び総支部長、副総支部長並びに会員の諮問する事項を審議する。
- (4) 常任幹事は総支部の会計事務及び庶務事項をつかさどる。

(顧問)

第7条 総支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会の推挙したものを総支部長が委嘱する。

3 顧問は総支部の目的の達成に寄与し、総支部長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は速やかに補充する。

3 任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員の範囲)

第9条 総支部の会員は関西地区に在住し、又は関西地区に主たる勤務地を置く機関に

勤務する目黒会会員とする。

### 第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は総支部の最高機関であって下記に掲げる事項を審議する。

(1) 前年度事業報告及び収支決算

(2) 重大な運営計画

(3) 会則の変更

(4) 解散

2 総会は毎年1回総支部長が招集する。但し、必要なときは臨時にこれを招集することができる。

(役員会)

第11条 役員会は総支部長、副総支部長、常任幹事、幹事、及び顧問をもって組織する。但し、顧問は意見を述べる事が出来、議決には加わらない。

2 役員会は総支部の運営にあたる。

3 役員会は必要に応じ総支部長が招集する。

(役員会の議決)

第12条 役員会の議決は出席役員多数決による。

### 第4章 代議員の選出

(支部代表代議員の選出)

第13条 総支部は 目黒会の要請に従い、総支部の正会員の中から1名の支支部代表代議員を選任する。

2 支部代表代議員の選任は支部総会での議決によることを基本とし、支部総会の開催が困難な場合は支部役員会にて議決するものとする。

3 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は目黒会からの要請に含まれるものとする。

4 支部代表代議員に欠員が生じた場合、1～2項に従い速やかに補充の支部代表代議員を選任する。

5 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引継ぐものとする。

但し、補充代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。

## 第5章 個人情報保護

(個人情報保護)

第14条 支部長、支部役員及び支部が管理する事務局員は、一般社団法人目黒会個人情報保護

規程を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

## 第6章 会 計

(経常費)

第15条 総支部の経費は会員よりの会費及び寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 総支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 附 則

第17条 総支部の運営に必要な事項でこの会則以外の事項は役員会の議決を経て総支

部長が別に定める。

第18条 総支部設立の際における役員は設立発起人会において選出するものとする。

第19条 この会則は昭和29年2月10日より実施する。

昭和37年5月16日 改訂

平成 2年5月19日 改訂

平成 4年5月 9日 改訂

平成18年6月 3日 改訂

平成24年5月26日 改訂